平成２２年（フ）第４９８号
和歌山市北島325番地の30　北島コーポラスＢ―10号
債務者　河野　仁美
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２５号
和歌山県海南市船尾116番地
債務者　星野　康陽
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２６号
和歌山市納定45番地の２　カーサオーヴェル203号
債務者　有本　英美（旧姓加納）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３４号
和歌山市毛見1242番地
債務者　田中　秀幸
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３６号
和歌山県紀の川市粉河2677番地６
債務者　千田　雅弘
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第２０４号
福島県いわき市小名浜字滝尻道62番地の２
債務者　小松　敏江（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月15日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１７７号
山口県防府市千日２丁目16番20号　パナハイツ千日105
債務者　塩生　紘子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月17日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根油地37番地７　コーポ双葉３―102号室
債務者　伊藤　摩里
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第６４号
岩手県奥州市江刺区藤里字清水柳127番地１
債務者　及川　和子
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２２年（フ）第３８０号
群馬県渋川市赤城町北赤城山78番地　赤城ソーバーハウス105号室、住民票上の住所群馬県高崎市上里見町943番地１
債務者　高橋二三夫
1　決定年月日時　平成22年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第１０１０号
埼玉県川口市芝塚原２丁目19番６号　アトーレ芝塚原305号室、旧住所さいたま市桜区田島３丁目４番15号　パークアベニュー202号室
債務者　小西　輝美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２５号
東京都文京区本郷１丁目13番７―602号、旧住所埼玉県川口市元郷１丁目13番５号
債務者　沖田　裕司
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０２６号
東京都文京区本郷１丁目13番７―602号、旧住所埼玉県川口市元郷１丁目13番５号
債務者　沖田　敦子（旧姓内村）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９３号
埼玉県新座市大和田１丁目５番２号
債務者　藤澤　　舞
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６７号
さいたま市南区松本１―６―２―201、住民票上の住所さいたま市浦和区北浦和２丁目23番23号
債務者　坂本　雅之
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０１号
さいたま市浦和区大東２丁目12番１号　３―202、住民票上の住所さいたま市浦和区木崎５丁目35番１号　藤森力方
債務者　前田　章子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１２８１号
埼玉県和光市本町９番68号　メゾンエイノＡ―101
債務者　能登　正輝
1　決定年月日時　平成22年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係